

公調委事第85号
令和6年4月24日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和5年7月6日付け国不収第22号をもって意見照会のあった、ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 本件事業の利水面及び治水面での必要性は認められない。
 - ア 本件事業の利水面での必要性に関する水需要予測が過大評価である。平成d年度予測では、利用率（水需要量から水源必要量を算出する際に用いる係数）や負荷率（一日平均給水量/一日最大給水量×100）を実績に基づかず、水道施設設計指針（2012年厚生労働省）に例示されている考え方の最小値を採用して低く設定することにより水源必要量や一日最大給水量を過大にするほか、用途別水量（生活用水、業務営業用水及び工場用水）の予測も過大にしている。保有水源に関して、現在取水実績のある慣行水利権による水源を不安定水源として切

り捨てている。近年の一日平均給水量は $e \text{ m}^3/\text{日}$ 前後しかなく、Bの言う安定水利権水源合計 $f \text{ m}^3/\text{日}$ で十分賄えており、今後も給水人口の減少が見込まれていることから、給水量の減少は目に見えている。Cダムに水源開発しても、その水は使い道がない。

イ 本件事業の治水面での必要性について、Dは、E水系河川整備基本方針（平成 g 年 h 月策定。以下「整備基本方針」という。）において治水対策の計画規模を i （ j 年に1回の大洪水に対応）とし、E水系河川整備計画（平成 k 年1月策定、平成 m 年 n 月変更。以下「整備計画」という。）においては、F合流点より下流の計画規模を i 、基本高水流量を $o \text{ m}^3/\text{秒}$ に設定することにより、治水面の必要性があるとしている。

しかし、整備基本方針策定時に測定した河道状況を対象として想定氾濫面積を算出すれば、計画規模は p が妥当となり、Cダムは不要となる。基本高水流量につき整備計画では、昭和 q 年 r 月洪水時の降雨パターンを採用して流量計算を行っているが、国土交通省の河川砂防技術基準からすると、これを対象降雨として採用することは不相当であり、昭和 s 年 t 月洪水型のピーク流量 $u \text{ m}^3/\text{秒}$ を採用することとなるが、Dは、EのF合流点より下流は河道整備が進み、昭和 s 年 t 月の洪水が再来しても安全に流下する計画高水流量 $v \text{ m}^3/\text{秒}$ にほぼ対応できていることを明らかにしており、Cダムは不要である。

また、本件事業の治水上の目的は「F合流点で $w \text{ m}^3/\text{秒}$ の洪水を $x \text{ m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $v \text{ m}^3/\text{秒}$ まで落とす」ことにあるが、その費用対効果比を算定すると y でしかなく、公共事業として成り立たない。

- (2) 本件事業に係る事業認定処分（平成 z 年 a 月 a 日付けG地方整備局告示第 a 号による告示（以下「本件事業認定告示」という。）に係るもの。以下「本件事業認定」という。）の申請書及び本件事業認定告示のどちらも、本件事業の対象地（以下「本件土地」という。）に居住している a 世帯約 a 人の存在に触れず、生活の場を剥奪するなどの人権侵害の事実、本件事業によって失われる利益を見ておらず、起業者（D及びB）と事業認定庁（G地方整備局長）による土地収用法（以下「法」という。）の適用は違法、違憲である。
- (3) 本件事業認定は、上記(1)及び(2)のとおり、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものであり、手続に多数の瑕疵^{かし}があつて重大かつ明白な瑕疵がある。

(4) D知事は、昭和 a f 年 a g 月 a h 日、Cダム建設予定地であるH、I及びJ（以下「地元3部落」という。）の各総代との間で覚書（以下「本件覚書」という。）を取り交わし、本件覚書では、Cダム建設に着手するためには地元3部落の住民全員の書面による同意を得なければならないとされていた。ところがDは、強制収用に向けた本件事業認定の申請を行い、認定を受けるなど、本件覚書に違反してCダム建設を強行しようとしている。

(5) 本件事業認定の取消しを求める行政不服審査法に基づく審査請求（以下「本件事業認定に係る審査請求」という。）に関して、審査庁（国土交通大臣）が本件事業認定に係る審査請求に対する裁決をするに際して、公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書（以下「公調委回答書」という。）において、資料に貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できず、本件事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較衡量もできないと指摘がされている。E水系の基本高水流量 $o \text{ m}^3/\text{秒}$ を科学的に検証すると過大なものであり、 $a \text{ i m}^3/\text{秒}$ 程度が妥当である。審査庁は、公調委回答書の指摘に対応し、本件事業認定に係る審査請求の裁決をするまでは、本件裁決の執行を停止するとの判断をすべきである。

(6) 起業者が本件事業認定を申請したときの公約は、「話合いの促進」であったが、それが不可能となったのであるから、処分庁は本件裁決申請の取下げを勧告すべきであった。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

(1) 審査請求人は、本件事業の必要性が認められないこと（前記1(1)）、本件事業認定による人権侵害があること（同(2)）、本件事業認定は、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したもので、その手続に瑕疵があること（同(3)）、Dは本件覚書に反して本件事業認定を受けたこと（同(4)）を主張する。

これら審査請求人の主張は、本件事業認定の違法を主張し、その違法が本件裁決の違法に承継されるとの趣旨であると解される。仮に、本件事業認定の違法を本件裁決の審理判断の違法の理由として主張する趣旨ならば、事業認定についての不服は収用委員会の審理とは関係がないものとされているから（法第43条第3項、第63条第3項）、当該主張が失当

であることは明らかである。また、審査請求人の上記主張は、本件事業認定の処分要件ないし手続に関する根幹的な過誤があることを説くものではないことから、重大かつ明白な瑕疵を主張するものであるとは認められない。したがって、審査請求人の上記主張は、違法性の承継の主張であると解するほかない。

ところが、審査請求人は、国を被告として、本件事業認定の取消しを求める訴えを提起したが、K地方裁判所は、平成 a j 年 a k 月 a l 日に、本件事業認定の取消しを求める請求については理由がないとして棄却する判決をした。審査請求人は、同判決を不服として控訴したが、L高等裁判所は、令和 a m 年 a n 月 a o 日に、本件控訴を棄却するとの判決をし、審査請求人は、最高裁判所に上告と上告受理申立てを行ったが、最高裁判所第一小法廷は、令和 a p 年 a q 月 a r 日に、上告棄却及び上告不受理の決定をしたから、同判決は確定した。

そうすると、本件事業認定がその処分時において違法性がないことについては、本件事業認定の取消訴訟において請求棄却判決が確定したことから、当該判決の既判力によって、訴訟当事者である審査請求人は本件事業認定の違法を主張することはもはやできないこととなる。したがって、審査請求人の上記主張は失当である。

さらに、審査請求人は、本件事業認定に係る審査請求の際の公調委回答書の指摘（データ不足により治水目的の当否が判断できない。）を引用して審査庁は本件裁決の執行停止をすべきであったとの主張をしているが（前記 1 (5)）、上記のとおり、審査請求人は、確定判決の既判力によって本件事業認定の違法を主張することはもはやできないのであるから、当該主張も失当である。また、前記 1 に主張として掲記はしていないものの、審査請求人は、公調委回答書の内容自体の違法もるる主張しているが、同様に当該主張も失当である。

- (2) 審査請求人は、地権者との話合いの促進という事業認定の際の起業者の公約が果たせない以上、本件裁決申請の取下げ勧告をすべきであったと主張する（前記 1 (6)）。

しかし、事業認定の際に起業者が話合いの促進を目指していたが、それができずに裁決申請に及んだからといって、その裁決申請の取下げを処分庁において勧告すべきという理由はない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。